

「トラック事業者における荷主への協力依頼の新設等について」に関するパブリックコメントの募集について

平成29年2月24日

＜問い合わせ先＞国土交通省自動車局貨物課
TEL：03-5253-8111（代表）（内線：41-334）

国土交通省では、別紙案のとおりトラック事業者における荷主への協力依頼の新設等について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から本案に対するご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

《意見募集要領》

1. 意見募集の対象

「トラック事業者における荷主への協力依頼の新設等について」（別紙参照）

2. 意見募集の期間

平成29年2月24日（金）～平成29年3月25日（土）

3. 意見送付方法

別添の意見提出用紙にご記入の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

（※宛て先は「国土交通省自動車局貨物課宛て」で共通です。）

なお、ご意見を正確に把握するため、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

（1）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

（2）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：g_TPB_KMT@mlit.go.jp

※電子メールの件名を、【「トラック事業者における荷主への協力依頼の新設等について」に関するパブリックコメント】として下さい。

（3）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1637

4. ご意見の取扱等

皆様から頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

平成29年 2月
自動車局貨物課

トラック事業における荷主への協力依頼の新設等について

1. 背景

トラック事業においては、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック事業者が行った過積載運行等の法令違反行為について、荷主が指示するなど主体的な関与が認められた場合に、トラック事業者の違反行為の再発防止を図るための当該荷主に対する措置として、荷主勧告制度が設けられています。

しかしながら、現行の荷主勧告制度（荷主勧告のほか通達で規定する警告及び協力要請を含む。）は、法令違反を犯したトラック事業者に対して行政処分が行われることが前提となっており、発動までに時間を要しているとともに、対象となる事案に限られるなど、必ずしも制度が十分に機能していないとの指摘もあるところです。

こうした状況を踏まえ、トラック事業者と荷主との間で、トラック事業者の法令遵守のための協力・連携が促進されるよう、トラック事業者の法令違反行為に対して早期の段階で幅広く荷主へ協力を求める仕組みの導入などを検討しています。

2. 概要

関係機関からトラック事業者に係る各種の法令違反情報があった場合に、トラック事業者に対する行政処分の有無にかかわらず、トラック事業者が違反運行を行っていた際の積載貨物の荷主を形式的に特定し、早期の段階で幅広く荷主への注意喚起及び改善に向けた協力を依頼する「協力依頼書」を新たに発出することとします。

その他所要の措置を講じます。

3. 今後のスケジュール

改正 : 平成29年3月下旬

施行 : 平成29年4月